

第6 事業報告等

1 定期報告

(1) 定期報告の意義

イ 派遣元事業主は、毎事業年度に係る労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出しなければならない（法第23条第1項、則第17条、則第19条。また第3の2の(1)参照）。

ロ 事業報告書及び収支決算書は、当該労働者派遣事業の労働力需給調整機能や当該事業の派遣労働者の就業実態等、事業運営の状況を的確に把握するためのものであり、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図り、労働力需給調整システムとして適正に機能させていくために必要な行政措置を講じていく上での前提となるものである。

(2) 事業報告書

事業報告書は、労働者派遣事業報告書（様式第11号及び様式第11号の2）のとおりであり、派遣元事業主には労働者派遣事業を行う事業所ごとにこれを記載して正本一通及びその写し二通を提出させること（則第17条第2項、則第20条）。

なお、平成22年3月31日までに終了する事業年度に係る事業報告書は、従来の労働者派遣事業報告書（様式第11号）のとおりとする。

(3) 収支決算書

イ 派遣元事業主が法人である場合及び個人が青色申告をしている場合（記載事項の簡易な損益計算書を作成する場合を除く。）には、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（税務署に提出したもの）（青色申告をしている場合には、所得税青色申告決算書（一般用）中に貸借対照表及び損益計算書が記載されている。）を正本一通及びその写し二通を提出させるものとする。

ロ イに該当する者以外の者は、労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）に記載して正本一通及びその写し二通を提出させること。

ハ 当該派遣元事業主が兼業する場合等において、イの貸借対照表及び損益計算書並びにロの労働者派遣事業収支決算書には、労働者派遣事業のみの収支の状況や当該事業所のみの収支の状況を抜き出して記載する必要はなく、当該事業主の行う事業全体の収支の状況を記載することとして差し支えない。

(4) 提出期限

(2)の労働者派遣事業報告書及び(3)の収支決算書の提出期限は、それぞれ次のとおりである（則第17条第3項）。

イ 労働者派遣事業報告書

労働者派遣事業報告書（様式第11号） 当該事業主の事業の毎事業年度経過後1か月以内
労働者派遣事業報告書（様式第11号-2） 毎年6月30日

ただし、平成22年1月31日までに終了する事業年度に係る労働者派遣事業報告書の提出期限は、従来どおり、毎事業年度経過後3か月以内とし、平成22年2月1日から28日までに終了する事業年度に係る労働者派遣事業報告書の提出期限は、平成22年4月30日までとする。

ロ 収支決算書（貸借対照表及び損益計算書又は労働者派遣事業収支決算書（様式第12号））

当該事業主の事業の事業年度経過後3か月以内

(5) 事業報告書、収支決算書の受理

事業報告書及び収支決算書を受理したときは、労働者派遣事業報告書（様式第11号及び様式第11号-2）並びに貸借対照表及び損益計算書又は労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）の写しそれぞれ一通を提出者に控として交付する（第3の2の(2)参照）。

(6) 違反の場合の効果

イ (2)及び(3)による定期的な報告が(4)の提出期限までになされなかった場合には、法第50条の規定に基づき必要な事項の報告を求める（第12の5参照）場合がある。

ロ また、当該違反をした派遣元事業主は、許可の取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項、法第21条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第13の2参照）。

2 海外派遣の届出

(1) 海外派遣の届出の意義

海外派遣については、派遣先に対しては国内法が適用されず、法の規定のみによっては、派遣労働者の適正な就業の確保が困難であるため、派遣元事業主には事前に届出をすることとさせ（法第23条第3項）法第26条第3項の規定（第7の2の(4)参照）と相まって海外派遣に係る派遣労働者の保護を図ることとしている。

(2) 「海外派遣」の意義

法第23条第3項に規定する海外派遣は「この法律の施行地外の地域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣」をいうものであり、したがって海外の事業所その他の施設において指揮命令を受け派遣労働者を就業させることを目的とする限り、海外に所在する法人又は個人である場合はもとより、派遣先が国内に所在する法人又は個人である場合において、当該派遣先の海外支店等において就業させるときもこれに該当する。

なお、派遣就業の場所が一時的に国外となる場合であったとしても出張等の形態により業務が遂行される場合、すなわち、主として指揮命令を行う者が日本国内にあり、その業務が国内に所在する事業所の責任により当該事業所に帰属して行われている場合は、法の派遣先の講ずべき措置等の規定が直接当該派遣先に適用され、ここにおける「海外派遣」には該当しないものであるので特に留意すること。

(3) 届出の方法

イ 海外派遣の届出は、海外派遣をしようとするときに、あらかじめ、海外派遣届出書（様式第13

号)を事業主管轄労働局を経て厚生労働大臣に提出することにより行う(則第18条、則第19条)
(第3の2の(1)参照)。

ロ この場合、則第23条の規定による書面(第7の2の(4)参照)の写しを添付させること(則第18条)。

ハ 海外派遣届出書(様式第13号)及び則第23条の規定による書面は、それぞれ正本一通及びその写し二通を提出しなければならない(則第20条)。

ニ なお、海外派遣に該当するか否かの判断には極めて微妙な要素もあることから派遣先が国内に所在する法人又は個人である場合における当該派遣先の海外の事業所その他の施設において就業する労働者派遣であって、当該労働者派遣の期間がおおむね1か月を超えないものについては、「海外派遣」には該当せず、当該届出を要しないものとして取り扱って差し支えない(第7の2の(4)においても同様である。)

(4) 海外派遣の届出の受理

海外派遣の届出を受理したときは、海外派遣届出書(様式第13号)及び則第23条の規定による書面の写しそれぞれ一通を届出者に控えとして交付する(第3の2の(2)参照)。

海外派遣の届出を受理した事業主管轄労働局は、当該事業所に係る事業所管轄労働局へ海外派遣届出書の複写及び関係書類を送付するものとする。

(5) 違反の場合の効果

イ 海外派遣の届出を所定の方法により行わなかった場合は、法第61条第2号に該当し、30万円以下の罰金に処せられる場合がある(第13の1参照)。

ロ また、法に違反するものとして、許可の取消し(法第14条第1項)、事業停止命令(法第14条第2項、法第21条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となり、イの司法処分を受けた場合は、許可の取消し、事業廃止命令(法第21条第1項)の対象となる(第13の2参照)。

3 労働争議に対する不介入

(1) 概要

イ 派遣元事業主は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は事業所閉鎖の行われている事業所に關し、労働者派遣(当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際現に当該事業所に關し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない(法第24条、職業安定法第20条第1項)。

ロ イのほか、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生していること及び無制限に労働者派遣が行われることによって、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に關し、労働者派遣(当該通報の際現に当該事業所に關し労働者派遣をしている場合にあつては、当該労働者派遣及びこれに相

当するものを除く。)をしてはならない。ただし、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者(労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。)の員数を維持するため必要な限度まで労働者派遣をする場合はこの限りでない(法第24条、職業安定法第20条第2項)。

(2) 労働争議に対する不介入の趣旨

労働争議は、労使対等の立場で行われその解決も自主的に行われるべきものである。ところが労働者派遣事業等の労働力需給調整システムが争議が行われている事業所に対し労働力の提供を行うことは、争議の自主的解決を妨げることとなり、適当ではない。

そのための民営職業紹介事業、労働者募集及び労働組合の行う労働者供給事業について準用されている職業安定法第20条をこれらと同様に準用することにより労働者派遣事業も労働争議に対して中立的立場に立ち、労働争議の自主的な解決を妨げないこととしたものである。

(3) 現に同盟罷業又は作業所閉鎖の行われているときの規制

イ 労働争議のうち同盟罷業(ストライキ)又は作業所閉鎖(ロックアウト)の行われている事業所に労働者派遣をすることが禁止される。

ロ 「同盟罷業」とは、労働者が団結して労働力の提供を拒否し、労働力を使用者に利用させない行為をいい、一部スト、部分スト、波状スト等ストライキ一般が含まれる。また、「作業所閉鎖」とは、労働者に対して作業所を閉鎖して労働者を就業不能の状態におき、労働者の提供する労務の受領を拒否することをいい、いわゆるロックアウトがこれに当たる。

ハ イの趣旨は、公正な労働関係を維持するためであるから、法律により争議行為が禁止された国、地方公共団体又は公共企業体において、争議行為が行われる等違法な争議行為が行われている場合に、労働者派遣をすることはイの趣旨に反するものではない。

ニ 禁止されるのは、同盟罷業又は作業所閉鎖が行われて以後、新たに労働者派遣をすることであり、その際現に、労働者派遣をしている場合には、その範囲内で引き続き労働者派遣をすることまで禁止するものではない(同盟罷業又は作業所閉鎖中に同一内容の契約の更新、更改を行うことも許容される)。ただし、従来から労働者派遣はしていても派遣労働者を増加させるような行為は許されない。

同盟罷業又は作業所閉鎖が予定されている場合に、その直前に、新たに労働者派遣をすることは法の趣旨に反するものであり、同様に許されないものと考えられる。

(4) 争議行為が発生しており、同盟罷業や作業所閉鎖に至るおそれの多いときの規制

イ 労働委員会から公共職業安定所に対し、無制限に労働者派遣をすることによって、当該争議の解決が妨げられることが通報された場合、公共職業安定所は派遣元事業主に対しその旨を通報する。

この場合、当該派遣元事業主が労働者派遣をすることが一定の範囲において禁止される。

ロ 禁止される労働者派遣の範囲は、(3)と同様新たに労働者派遣をすることであり、通報の際に、現に労働者派遣をしている場合に、引き続き労働者派遣をすることまで禁止する趣旨ではない。

ハ また、当該労働争議の発生前に、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで新たに労働者派遣をし、又は派遣労働者を増加させることは禁止されない。ここにいう通常使用

されていた労働者の員数とは、派遣労働者を含めた数であり、一応労働争議発生前3か月の平均をもって判断するが、季節や時期によって事情が異なる場合もあり、このような場合には、例年のその時期の労働者数を考慮して判断する。

(5) 違反の場合の効果

(3)及び(4)に違反して労働者派遣を行った派遣元事業主は、許可の取消し(法第14条第1項)、事業停止命令(法第14条第2項、法第21条第2項)、改善命令(法第49条第1項)の対象となる(第13の2参照)。

4 個人情報の保護

(1) 概要

派遣元事業主は、労働者派遣に関し、その業務(紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。)の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集、保管及び使用し(法第24条の3第1項)、当該個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない(法第24条の3第2項)。また、派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない(法第24条の4)。

なお、紹介予定派遣をする場合において職業紹介を行う段階では、職業紹介事業主として、個人情報の保護等について職業安定法その他の法律の規定が適用となることに留意し、紹介予定派遣の各段階に応じ、派遣元事業所及び職業紹介事業所としてそれぞれ必要な個人情報保護措置を講じること(職業紹介事業関係業務取扱要領11の3参照)。

(2) 個人情報の収集、保管及び使用

派遣元事業主は、労働者派遣に関し、その業務の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集、保管及び使用するに際し、以下の点に留意しなければならない。

イ 派遣元事業主は、派遣労働者となろうとする者を登録する際には当該労働者の希望及び能力に応じた就業の機会の確保を図る目的の範囲内で、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には当該派遣労働者の適正な雇用管理を行う目的の範囲内で、派遣労働者となろうとする者及び派遣労働者(以下「派遣労働者等」という。)の個人情報(2)及び(3)において単に「個人情報」という。)を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、特別な業務上の必要性が存在することその他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りではない。

(イ) 人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

(ロ) 思想及び信条

(ハ) 労働組合への加入状況

- ・ (イ)から(ハ)については、具体的には、例えば次に掲げる事項等が該当する。

(1)関係

家族の職業、収入、本人の資産等の情報（税金、社会保険の取扱い等労務管理を適切に実施するために必要なものを除く。）

容姿、スリーサイズ等差別的評価に繋がる情報

(ロ)関係 人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書

(ハ)関係 労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する情報

- ・ 「業務の目的の達成に必要な範囲」については、雇用することを予定する者を登録する段階と、現に雇用する段階では、異なることに留意する必要がある。前者においては、例えば労働者の希望職種、希望勤務地、希望賃金、有する能力・資格など適切な派遣先を選定する上で必要な情報がこれに当たり、後者においては、給与事務や労働・社会保険の手続上必要な情報がこれに当たるものである。
- ・ なお、一部に労働者の銀行口座の暗証番号を派遣元事業主が確認する事例がみられるが、これは通常、「業務の目的の達成に必要な範囲」に含まれるとは解されない。

ロ 派遣元事業主は、個人情報収集の際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならない。

- ・ 「等」には本人が不特定多数に公表している情報から収集する場合が含まれる。

なお、これ以外の場合で、問題が生じた場合には、本省あて相談すること。

ハ 派遣元事業主は、高等学校若しくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者であって派遣労働者となる者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める書類（全国高等学校統一応募用紙又は職業相談票（乙））により提出を求めなければならないこと。

なお、当該応募書類は、新規卒業予定者だけでなく、卒業後1年以内の者についてもこれを利用することが望ましいこと。

二 個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限られること。

なお、派遣労働者として雇用し労働者派遣を行う際には、労働者派遣事業制度の性質上、派遣元事業主が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、法第35条の規定により派遣先に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限られるものである。ただし、他の保管又は使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

(3) 個人情報の適正管理

イ 派遣元事業主は、その保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切に講ずるとともに、派遣労働者等からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。

(イ) 個人情報を目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

(ロ) 個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置

(ハ) 正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置

(ニ) 収集目的に照らして保管する必要がなくなった（本人からの破棄や削除の要望があった場合を

含む。) 個人情報を破棄又は削除するための措置

ロ 派遣元事業主等が、派遣労働者等の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行わなければならない。

「個人情報」とは、個人を識別できるあらゆる情報をいうが、このうち「秘密」とは、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことにつき本人が相当の利益を有すると客観的に認められる事実（要保護性）をいうものである。具体的には、本籍地、出身地、支持・加入政党、政治運動歴、借入金額、保証人となっている事実等が秘密に当たりうる。

ハ 派遣元事業主は、次に掲げる事項を含む個人情報適正管理規程を作成するとともに、自らこれを遵守し、かつ、その従業者にこれを遵守させなければならない。

(イ) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項

(ロ) 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(ハ) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正（削除を含む。以下同じ）の取扱いに関する事項

(ニ) 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に関する事項

なお、(ハ)において開示しないこととする個人情報とは、当該個人に対する評価に関する情報が考えられる。

また、(ニ)に関して苦情処理の担当者等取扱責任者を定めることが必要である。

(参考) 個人情報適正管理規程の例

1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、営業課派遣事業係及び総務課総務係とすることとする。個人情報取扱責任者は派遣事業係長 とすることとする。

2 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも5年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

3 1の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。

4 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。

なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者 とすることとする。

二 派遣元事業主は、本人が個人情報の開示又は訂正の求めをしたことを理由として、当該本人に対して不利益な取扱いをしてはならない。

「不利益な取扱い」とは、具体的には、例えば、以後、派遣就業の機会を与えないこと等をいう。

(4) 個人情報の保護に関する法律の遵守等

(1)から(3)までに定めるもののほか、派遣元事業主は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）に該当する場合には、個人情報保護法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならない。また、個人情報取扱事業者に該当しない場合であっても、個人情報取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めなければならない（第8の18及び第11参照）。

(5) 秘密を守る義務

派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者は、正当な理由がある場合でなければ、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、派遣元事業主及びその代理人、使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様とする。

なお、「正当な理由がある場合」とは、本人の同意がある場合、他の法益との均衡上許される場合等をいう。

また、「秘密」とは、個々の派遣労働者（雇用することを予定する者を含む。）及び派遣先に関する個人情報をいい、私生活に関するものに限られない。職務を執行する機会に知り得た個人情報を含むものである。

さらに、「他に」とは、当該秘密を知り得た事業所内の使用人その他の従業員以外の者をいうものである。

(6) 違反の場合の効果

個人情報の保護に関する規定に違反した場合、派遣元事業主は、許可取消し（法第14条第1項）、事業停止命令（法第14条第2項、法第21条第2項）、改善命令（法第49条第1項）の対象となる（第13の2参照）。

労働者派遣事業報告書（年度報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

許可番号又は届出受理番号	般特	許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称			
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな) 事業所の名称			
事業所の所在地	〒() () -		

1 派遣労働者雇用等実績

労働者の総数(派遣労働者以外の者を含む。)(報告対象期間末日) (人)	常時雇用される労働者	常時雇用される労働者以外の労働者
派遣労働者の数及び登録者の数(1日平均) (人)	日雇派遣労働者 (通常の常時雇用される労働者換算)	日雇派遣労働者以外の労働者
		常時雇用される労働者 (通常の常時雇用される労働者換算)
		常時雇用される労働者以外の労働者 (通常の常時雇用される労働者換算)
	過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数	

2 労働者派遣等実績

派遣労働者の数(1日平均) (人)	日雇派遣労働者(実数)	日雇派遣労働者以外の労働者	
		常時雇用される労働者(実数)	常時雇用される労働者以外の労働者(実数)
派遣先の実数 (件)			

労働者派遣の料金	1日(8時間あたり)の額 (円)					
日雇派遣労働者が従事した業務に係る労働者派遣の料金	1日(8時間あたり)の額 (円)					
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る労働者派遣の料金	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)
派遣期間中の派遣労働者の賃金	1日(8時間あたり)の額 (円)					
日雇派遣労働者の賃金	1日(8時間あたり)の額 (円)					
労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務に係る派遣労働者の賃金	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)	種類	1日(8時間あたり)の額 (円)
労働者派遣事業に係る売上高(円)						
海外派遣	実績の有無	有	無	海外派遣労働者数(人)		
紹介予定派遣	実績の有無	有	無			
	紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)			紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数(人)		
	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)			紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数(人)		
労働者派遣契約の期間別件数(件)	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	
	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	その他	合計	

3 派遣労働者等教育訓練実績

教育訓練の種類	対象者	実施人員(人)	方法		実施主体			実施期間(日)	派遣労働者の費用負担の有無	備考
			OJT	Off-JT	派遣元事業主	他の教育訓練機関への委託	その他			
			有給	無給					有	無
			有給	無給					有	無
			有給	無給					有	無

4 民営職業紹介事業との兼業の有無

有	無
---	---

様式第11号(第3面)

記載要領

- 1 報告対象期間は、事業年度の開始の日(事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては当該事業の開始の日)及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を で囲むこと。
- 4 1の 欄の「労働者の総数」欄には、報告対象期間の末日において雇用しているすべての労働者に係る実数を常時雇用される労働者と常時雇用される労働者以外の労働者の別に記載すること。
(注) 本記載要領4及び5における「常時雇用される労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第2条第5号に規定する常時雇用される労働者のことをいうものであること。
- 5 1の 欄の「日雇派遣労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出を提出して行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常時雇用される労働者(例えば、派遣労働者の雇用管理や派遣先との連絡調整等の業務を行う者がこれに該当する。以下同じ。)の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。
1の 欄の「日雇派遣労働者以外の労働者」欄の「常時雇用される労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受け、又は第16条第1項の届出を提出して行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者以外の労働者のうち、常時雇用される労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常時雇用される労働者の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。
また、「日雇派遣労働者以外の労働者」欄の「常時雇用される労働者以外の労働者」欄には、報告対象期間において、労働者派遣法第5条第1項の許可を受けて行つている労働者派遣事業として、日雇派遣労働者以外の労働者のうち、常時雇用される労働者以外の労働者が労働者派遣により業務に従事した労働時間数の1日当たりの合計を、通常の常時雇用される労働者の1人1日当たりの労働時間数で除した数を記載すること。
(注) 本記載要領5、10及び11における「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者のことをいうものであること。
- 6 1の 欄の「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄には、報告対象期間において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の1日当たりの平均数を記載すること。
(注) 本記載要領6及び16における「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者(雇用されている者を含み、6にあつては過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。)のことをいうものであること。
- 7 2の 欄には、報告対象期間において労働者派遣された労働者の1日当たりの平均数を記載すること。
- 8 2の 欄には、報告対象期間における派遣先(労働者派遣の役務の提供を受けた者(企業の場合は事業所単位))の実数を記載すること。
- 9 2の 及び の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
この場合において、該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条各号に掲げる業務の号番号を記載すること。
- 10 2の 欄には、当該事業年度における平均的な1人1日(8時間として算定する。)当たりの額を、日雇派遣労働者が従事した業務がある場合は当該業務に係る額を及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分したものを記載すること。

- この場合において、業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 11 2の欄には、当該事業年度における平均的な1人1日（8時間として算定する。）当たりの額を、日雇派遣労働者が従事した業務がある場合は当該業務に係る額を、及び派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定する業務に該当する場合は当該業務の種類別に区分したものを記載すること。
- この場合において業務処理能力の水準に応じてそれぞれ一定の額を定めたときは、併せて当該水準の区分に応じた当該それぞれの額を別紙に記載して添付すること。
- 12 2の欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を で囲むこと。また、「海外派遣労働者数」欄には、報告対象期間において海外派遣された派遣労働者の実数を記載すること。
- 13 2の欄の「実績の有無」欄は、該当する文字を で囲むこと。また、「紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数」欄には、報告対象期間中に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあつた派遣労働者の人数を記載すること。「紹介予定派遣により労働者派遣された労働者数」欄には、報告対象期間において労働者派遣された派遣労働者数の実数を記載すること。「紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に関結つた労働者数」欄には、報告対象期間において派遣先で雇用された派遣労働者の実数を記載すること。
- 14 2の欄の「労働者派遣契約の期間別件数」欄には、報告対象期間に締結した労働者派遣契約における労働者派遣の期間について期間別に区分した件数を記載すること。
- 15 3の欄には、「新規採用者への訓練」、「派遣前訓練」、「維持・向上訓練」等具体的に記載し、労働者派遣法第40条の2第1項第1号に規定される業務に係る知識、技術等（待遇等業務に従事するに当たり一般的に必要となるものを除く。）の開発、向上等を図ることを目的とする教育訓練の場合は、備考欄に当該業務に係る労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務の号番号（複数にわたる場合は該当する複数の号番号）を記載すること。
- 16 3の欄には、「新規に採用した者」、「新規に登録した者」、「ワープロの操作業務を 年以上経験した、 検定2級の者」等具体的に記載し、対象者が登録者である場合はその旨を記載すること。
- 17 3の欄において、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「Off-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうものであり、該当する欄に 印を記載すること。複数の方法により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。また、参加した者に対しての賃金の支給に関して、該当する文字を で囲むこと。
- 18 3の欄には、該当する欄に 印を記載すること。複数の実施主体により教育訓練を行つたときは、該当する欄すべてに 印を記載すること。
- 19 3の欄には、教育訓練の種類ごとに、当該教育訓練の実施に要する日数（1日8時間として算定する。）を、小数点第1位まで記載すること。
- 20 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

労働者派遣事業報告書 (6月1日現在の状況報告)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり事業報告を提出します。

報告対象日

年 6 月 1 日

許可番号又は届出受理番号	般特	許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
(ふりがな) 氏名又は名称			
(ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)			
(ふりがな) 事業所の名称			
事業所の所在地	〒 () () -		

1 派遣労働者の数及び登録者の数 (6月1日現在*) (人)

日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者		
	常時雇用される労働者		常時雇用される労働者以外の労働者
過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数			
種類	日雇派遣労働者	日雇派遣労働者以外の労働者	
		常時雇用される労働者	常時雇用される労働者以外の労働者
物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した派遣労働者の数			
派遣可能期間に制限のない次の各種業務に従事した派遣労働者の数			
[1~26]労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる26種類の業務			
[完]一定期間内に完了が予定される業務			
[短]1か月の労働日数が相当程度少ない業務			
[育]育児休業者等の業務			
[介]介護休業者等の業務			

2 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況 (6月1日現在*) (人)

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
常時雇用される労働者			
常時雇用される労働者以外の労働者			

*6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。

様式第11号-2(裏面)

記載要領

- 1 表面上方の提出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 2 許可番号又は届出受理番号を記載する際、一般派遣元事業主は「般」を、特定派遣元事業主は「特」を で囲むこと。
- 3 1欄には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。)において労働者派遣していた労働者の実数(「過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者の数」欄については、当該日現在において一般労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数)を記載すること。
- 4 「常時雇用される労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第2条第5号に規定する常時雇用される労働者のことをいうものであること。
- 5 「日雇派遣労働者」とは、派遣元事業主が雇用する派遣労働者のうち、日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する者のことをいうものであること。
- 6 「登録者」とは、労働者派遣をするに際し登録されている者の中から労働者を期間を定めて雇用し労働者派遣をする制度を採用している場合における当該登録されている者(雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり一度も雇用されたことのない者を除く。)のことをいうものであること。
- 7 「物の製造の業務に従事した派遣労働者」とは、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。)において労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者のことをいうものであること。
- 8 1欄の「種類」欄には、派遣労働者が従事していた業務が労働者派遣法第40条の2第1項各号に規定する業務に該当する場合に限り、当該業務を記載すること。
この場合において、同項第1号に該当するときには該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令(以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条各号に掲げる業務の号番号を、労働者派遣法第40条の2第1項第2号のイに該当するときには「完」を、同号のロに該当するときには「短」を、同項第3号に該当するときには「育」を、同項第4号に該当するときには「介」を記載すること。
ただし、1欄の「派遣可能期間に制限のない次の各種類の業務に従事した派遣労働者の数」欄に同項第1号に該当する業務に従事した日雇派遣労働者又は日雇派遣労働者以外の労働者の数を記載するに当たり、複数種類の労働者派遣法施行令第4条各号に掲げる業務に従事した一の派遣労働者については、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。)においてもつとも多く従事した業務に従事したものとして算入すること。
- 9 2欄には、報告の対象となる6月1日現在(6月1日が日曜日に当たる場合は6月2日現在とし、土曜日に当たる場合は6月3日現在とする。)において労働者派遣していた労働者について、それぞれの保険の種類ごとに適用されている者の実数を記載すること。
- 10 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

労働者派遣事業収支決算書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第1項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間		年 月 日から 年 月 日まで
1 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな)	2 許可年月日又は届出受理年月日	年 月 日
3 氏名又は名称 (ふりがな)		
4 事業所の名称 (ふりがな)		
5 事業所の所在地	〒() () -	
6 収支の状況		
科 目	金 額 (円)	適 要
売上高		
費用		
売上原価		
事業費		
水道光熱費		
旅費交通費		
通信費		
広告宣伝費		
修繕費		
消耗品費		
減価償却費		
福利厚生費		
給料賃金		
利子割引料		
地代家賃		
貸倒金		
租税公課		
その他		
事業所得金額		
備考		

様式第12号(裏面)

記載要領

- 1 この収支決算書は、貸借対照表及び損益計算書を提出しない場合のみ提出すること。
- 2 表面上方の提出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 4 6欄には事業主が兼業している場合における労働者派遣事業以外の事業に係る収支の状況と併せて記載しても差し支えないこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

海外派遣届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

届出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第23条第3項の規定により下記のとおり届けます。

1 許可番号又は届出受理番号 (ふりがな)	2 許可年月日又は届出受理年月日		年 月 日	
3 氏名又は名称 (ふりがな)				
4 代表者の氏名 (法人の場合) (ふりがな)				
5 事業所の名称 (ふりがな)				
6 事業所の所在地	〒() () -			
7 海外派遣予定者数計	人			
海外派遣の期間	派遣先事業所の名称	派遣先事業所の所在地	派遣労働者が従事する業務の内容	海外派遣予定者数
年 月 日から 年 月 日まで				人
年 月 日から 年 月 日まで				人
備考				

記載要領

- 届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則第23条の規定により定めた事項を記載した書面の写しを添えること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。